

[事案 25-154] 入院給付金支払請求

- 平成 26 年 4 月 18 日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 25-153]の申立人と同一人である。

<事案の概要>

約款に定める「入院」に該当せず、入院給付金が支払われないことを理由に、その支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 4 年 3 月に契約した医療給付定期保険にもとづいて、平成 24 年 8 月の左糖尿病性足蹠潰瘍（入院①）、同年 10 月の糖尿病（入院②）、平成 25 年 3 月から 6 月までの糖尿病性足潰瘍を原因とした敗血症性ショック（入院③）、をそれぞれ原因とする入院について、入院給付金の支払いを請求したところ、保険会社から、いずれも糖尿病に起因するもので約款上 1 回の入院とみなされるとして、入院①および入院②は支払われたが、入院③については 87 日分（通算して 1 回の入院の支払限度である 120 日分まで）しか支払われなかった。

以下の理由から、残りの入院期間の給付金を支払ってほしい。

- (1) 「ご契約内容・保障内容のご案内」には 120 日を入院給付金の支払限度とする記載はない。
- (2) 入院③は感染症によるショックにより入院・治療を受けたもので、入院①や入院②とは異なる原因によって入院したものである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、約款上、申立人の入院①ないし③は 1 回の入院とみなされるので、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款において、同一原因での入院による入院給付金の支払限度は 120 日であることが規定されている。
- (2) 入院①ないし入院③は診断書等からも明らかなとおり糖尿病にもとづくものであって、各入院の原因となった疾病は同一か、医学上重要な関係があるので、約款上の 1 回の入院とみなされる。
- (3) 糖尿病を原因とする、入院①ないし入院③の各入院日数を合算すると、入院③中に支払限度日数の 120 日を超過し、15 日間の打切り日数が発生する。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 保険契約は附合契約であり、約款の記載に従って契約内容が定められるものであるところ、本契約の約款には、入院給付金は同一原因の各入院日数を合算し、入院日数 120 日を限度とすること、同一の疾病等を直接の原因として退院日の翌日以降に 2 回以上入院した場合には、1 回の入院とみなすこと、が規定されている。
2. 以下のとおり、入院①ないし入院③はいずれも糖尿病を原因とする傷病の治療のための入院であると認められ、それぞれの直接の原因となった疾病は医学上重要な関係があると認められる。

- (1) 医師による平成 24 年 10 月付診断書によれば、入院①の原因は「左糖尿病性足蹠潰瘍」、その原因は「糖尿病」と記載されていること、申立人には、糖尿病、蜂窩織炎の既往症があること、入院①にて投薬および注射による加療を行ったことが認められる。
- (2) 申立人の入院申告書には、入院②の原因となった傷病は「糖尿病、足タコ」と記載されており、発病から入院までの経過には「血糖コントロール不良と足タコにばい菌が入り、化のうしたので」と記載されている。
- (3) 医師による平成 25 年 6 月付診断書によれば、入院③の原因は「敗血症性ショック」その原因是「糖尿病性足潰瘍」と記載されている。
3. 申立人は入院③は「感染症によるショックにより入院・治療したものであった」と主張するが、上記のとおり入院③の原因は糖尿病性足潰瘍であり、これに申立人の主張する感染症が合併し敗血症性ショックになったとしても、入院③は入院①および入院②と同様、糖尿病を原因とする疾病によると評価されるので、入院①および②の原因である疾病と医学上重要な関係がある疾病を原因とする入院であることに変わりはない。
4. 以上のことより、申立人の主張は認めることができず、入院①ないし入院③を約款上 1 回の入院であるとして、120 日を超える入院給付金の支払いをしなかった保険会社の判断は不適切とは言えない。